平成廿四年二月廿六日



東京部会会がある。

第四号

Version 3.0

序 文

しょう。 る為に須佐部会が読解中のものです。東京部会でも読んでみまこの史料は「温故」」第25号の「親施公年譜」の付録として添付す

たものと思われます。 中身は益田親施が萩本藩から受け取った沙汰書(命令)や感状な中身は益田親施が萩本藩から受け取った沙汰書(命令)や感状な中身は益田親施が萩本藩から受け取った沙汰書(命令)や感状な中身は益田親施が萩本藩から受け取った沙汰書(命令)や感状な

を命じられた時の黒印書等、歴史的な出来事に関連する沙汰書諸隊取り締まりを命じられ、又、同年六月繁枝松原での教練惣裁入説)に挺身した時の黒印書。蛤御門の変の直前、元治元年四月萩藩当職任命の黒印書。文久三年上京を命じられ朝廷工作(京都航の時、相模國御備場惣奉行任命の黒印書とその感状、安政三年佐を訪れた藩主を領内各所へ案内した際の感状。ペリーの黒船来嘉永二年の明倫館再建の感状から始まり、北浦手當巡見の為、須

目次

巻末補注 「年月不詳分 諸御沙汰写」 「諸御沙汰物寫」 37頁6頁

原則 表記する。 全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を

原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り

常用漢字を使用する。 異体字は常用漢字を用いる。

変体仮名は原文通りとする。 尓(に)、江(え)、之(の)、而(て)、連(れ) など。「は原文通りとする。 例 =者(は)、幾(き)、艿(も)、与(と)、1常用漢字を用いる。 例 =十 (等)・1・1、事)・1・(迄)

助詞も原文通り表記する

活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。 ヨリ、より、ニテ、ニ而 (ニて)、 二て、候得共(候え共)、 二付

但し、活字があるものは原文の通り。 例 甘、杢、など より、トモ、トキ、として (/)、など。

繰り返しの表記 漢字 " 々、仮名 ゝ 二字以上 / \

文字の大きさ

助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表

以上はHPに html 表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに

返り点は使用しない。代わりに難読個所にはヨミのルビを打つ。

生じる諸問題を回避する為である。

誤字、誤記、衍字、あて字など

右傍に正字をルビで示し ×カ とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換え

意味不明の場合は (ママ)を付す。

あて字 には正字でルビを打つ。

重複(衍字)の場合は(衍力)と注記する。

欠字、虫損、その他判読不能箇所

判らないときは□ 推読個所は同じく[____]で示し、右傍に (...カ) と注記する。 虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。 判読不能個所は□ないし□□□で示す。 カと表記する。 欠字は で表す。字数が確認出来るときは ■で示す。推読可能な欠字は に推読文字のルビを打ち × で文字数だけで埋める。字数が

抹消部分

抹消部分は読解しない (含、見せ消ちや抹消文字の横に〃を付けた場合など)

一、**氏名・地名など固有名詞の連記**には中黒 (・)を付け区分する。

朱書、後筆、付箋など

該当部分を「」で囲み、封紙ウワ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付 箋、張紙、刎紙などと注記して表記する。

花押・印章など

花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは 印 で表す。

は「注×」を付け頁毎に脚注を付ける。 人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明に

長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

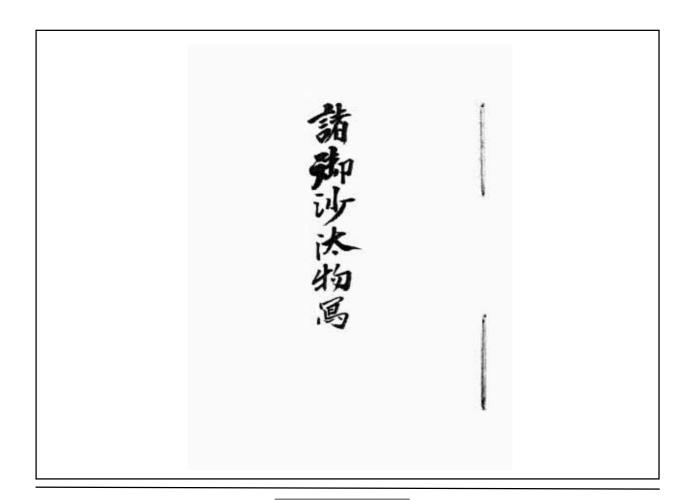
西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

割り注は原文通りに表記する。

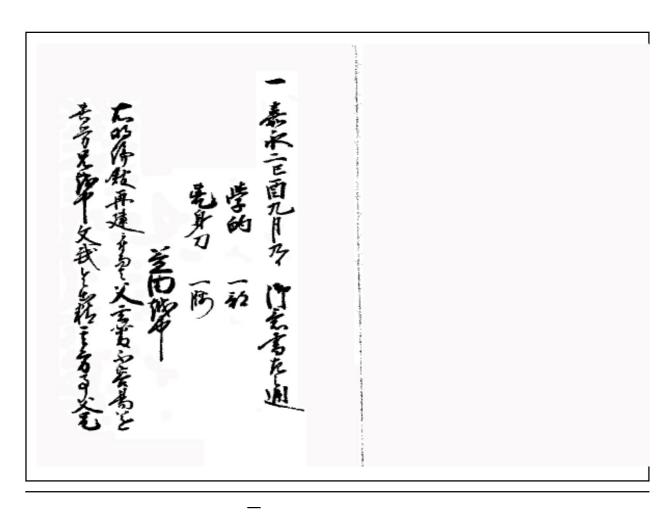
出典、参考文献

出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。mは肌を表記

参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。



諸御沙汰物寫



苦労 兄越中導文武被出精 其方事父兄右明倫館再建造二付而者 父玄蕃造不容易遂益田 越中建 一腰学的建 一腰

嘉永二己酉九月九日

御意書注一左之通

^{*1} 御意書=御命令、お差圖、仰せ。 *2 学的=

^{*3}荒身刀=新身 新しく作った刀。

^{* 4} **益田越中**=益田親施(始兼施、幾三郎、越中、弾正、右衛門介)天保4(1833)9.2~元治元(1864)11.12。32才。

^{*5} 明倫館再建= 萩藩藩校。嘉永2(1802)1.24 明倫館に学校御殿竣工。同3.2 新明倫館開校式挙行。

^{* 6} **父玄曹** = 益田元宣(右田毛利内匠就任五男、文政 7.8. 晦日入家。始兼宣、幾三郎、蔵人、播磨、越中、刑部、玄 蕃)享和 2(1802)1.13 ~ 嘉永 2(1849)閏 4.4。48 才。

一口六重八十九 丁宝書戶近天在

18852 事二候 依之右之通遣し候 猶不怠相励可申候等茂質素二而 館中罷出心得有 神妙之之志越継 文武之稽古抽而 令出精 供張売

藤組鐙津り 扇五年壬子七月七日

御意書左之通

掛

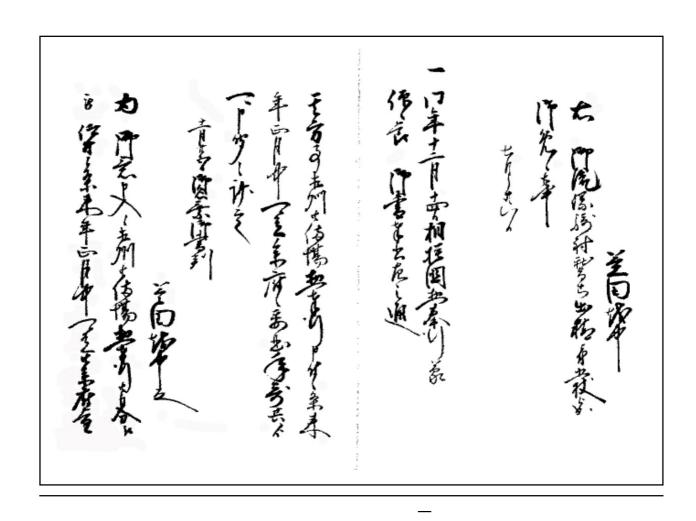
同六癸丑八月十九日 御意書左之通

* 7 **兄越中** = 益田元宣長男、親興(始兼興、熊次郎、越中)文政12(1829)11.3 ~ 嘉永2(1849)3.13。22 才。

^{*8} 供張=お供連れ。

^{*9} 藤組體=籐で編んだ鐙(あぶみ)。

^{* 1 0} **北浦手當** = 長門國日本海側の海岸。毛利慶親は嘉永5(1852)閏2.26北浦の沿岸防備を巡視、3.2萩に帰城した。 益田家は栗山翁輔に一件懸役を命じ、2.27 ~ 3.1 の間領内を高山 仏坂 江崎 須佐と案内した。



仰候節

御書奉書譜。左之通

同年十二月十四日相模國惣奉行=2

蒙

為 被仰付候条 来年正月中可有御参府#4旨 御意申入候相州御備場惣奉行者 御自分江

年正月中可有参府譜 候 委曲年寄共ヨリ 其方事相州御備場惣奉行申付候条 来 可申聞候 謹言 十一月廿五日 御名乗御書判 益田 越中殿

益田 越中

右御流儀騎射淵稽古出精二付五杖被成

御免候事

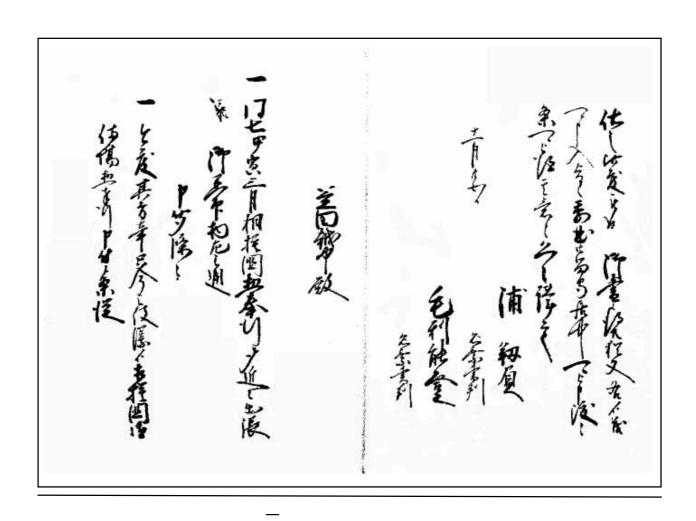
七月廿八日

*1 御流儀騎射=騎馬で行う射術。古代、5月5日朝廷で行われた馬弓や、武家が行った犬追物(いぬおうもの)・笠 懸・流鏑馬(やぶさめ)を騎射三物と呼ぶ。小笠原流、武田流などあるが、萩藩の御流儀は伴派(道雪派)。「五杖」は 「五射六科」の「五科」(巻藁前、的前、遠矢ま前、差矢前、要前)の射法のことか?

* 2 御書奉書 = 御書 手紙、筆跡などの尊敬語。奉書 上意を奉じて侍臣、右筆らが下す命令書。綸旨、院宣、御教 書、下知状の類。

*3 相模國惣奉行=嘉永6(1853)11.14から安政5(1858)6.21まで、長州藩は西浦賀から腰越八王子山に至る三浦郡、 鎌倉郡 39ヶ村(高 20,686 石)の地西南海岸一帯の守衛を命じられ、12・14 益田親施を浦賀表御手當御用惣奉行 任命、砲台を築き外警に備えた。親施は嘉永 7.5.10 出発した。P12 脚注 3 参照。

* 4 参府 = 江戸に出府すること。



備場惣奉行申付候条 従一 今度其方事只今之役儀ヨリ相模國御一 今度其方事只今之役儀ヨリ相模國御二付 御黒印物寺左之通ニ付 御黒印物寺左之通

益田 越中 殿

毛利 能登達 判 名乗書判

*5 委曲=詳しく細かいこと。また、事柄のこまかな点。

注6 恐々謹言=乍恐謹んで申し上げるの意。手紙末尾の挨拶。

* 7 **浦 靭負** = (うら ゆきえ)寄組浦元襄(初義正、元正、亀槌、備後、靭負)国司信濃就孝二男。明治3.6.1没。76 才。嘉永元(1848)9.19~同3(1850)8.25及び嘉永6(1853)10.8~安政5(1858)6.26の間、萩藩當役。安政5.6.26~万延元(1860)6.27 当職。上関伊保庄戸津、大島三浦、美祢嘉万2,721 石。

* 8 **毛利能登** = 一門厚狭毛利家。毛利元美(初元教、本之助、大隅、備前、能登、一格)。文化 8(1811)3.23~明治 8(1885)3.23。

*9 御黒印物=墨を用いて捺した印。室町~江戸時代、将軍や大名が公文書に用いた。

ひとこれははの題と **这全区以其多校** らい女相ちまれなく人人人用沙は丁 一九七年的 からはむん

极多人教是如外等學一时多 色つきかたま ラをりる安全れるありためならし、 **多四私的学成五七十分民名記** 本をして代れてはしかをかなかな 公属文 今一名と八七年 高紀かてるを 名には友子を与き主は

数多之人数差出儀二付 無事之時當て八

ら 八 被申付事 文武之修行を第一とし 各抽忠節候様厚く心越用沙汰可

役人令一和依怙編頗津、無之様念を入可諸士役儀 其方校量を以沙汰仕 尤諸 御預地奉行鴻之者 被申渡事 地下之諸沙汰肝要之

* 1 諸法度=おきて、法律、禁令。近世幕府が旗本、ご家人、庶民の支配の為に発したもの。

自然注4事

冏

*3 三家 = 徳山(大浦山) 長府(八王子山) 清末(稲村ヶ崎)三支藩のことか。吉川も荒崎を担当した。

自然 = 万が一。 *5 偏頗=(へんぱ)偏ること。不公平。 令之旨を以諸事為能様可有心遣事 公儀被仰出候諸法度準 并兼而定置法

成儀も候八丶依品可伺之 尤差向儀者浦賀がたき しなにより 異国船防禦之儀二付 若其方落着難

御奉行所灣。承合 猶三家灣。申談

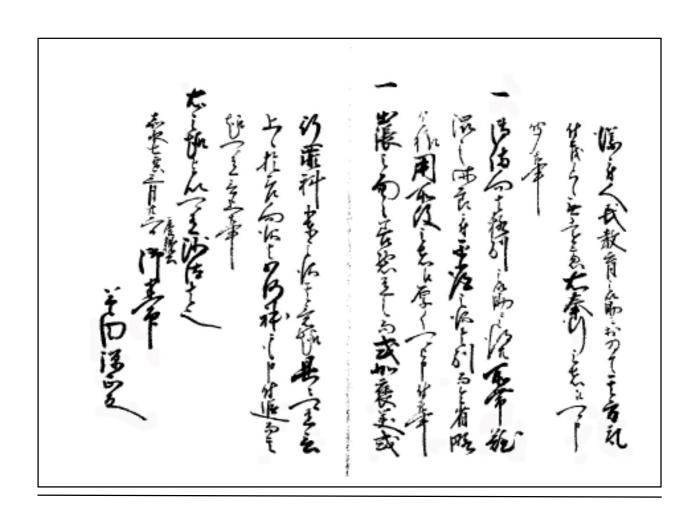
何分時宜日

応可有沙汰事

10

^{*2} 浦賀御奉行所=江戸幕府の職名。遠国奉行の一。江戸湾出入りの船舶とその米穀、貨物などの検査を掌った。1720 (享保5)下田奉行を廃して設置、番所も下田から浦賀に移転。当時の奉行は戸田伊豆守氏栄と井戸弘道(鐵太郎、臨 時叙任、石見守)。

^{* 6} 御預地奉行 = 木原源右衛門、三井孫右衛門を預地都合役(後奉行)に任ず(防長回天史弐卷 P58)。 P4 脚注 3 参照。



候様用所役之者江厚く可被申付事

渋之時節二付 平常之儀者別而令省略衛備向者格別之筋二候得共 所帯津っ難

出張之面々善悪有之而 或加褒美 或

益田 弾正

嘉永七寅三月廿二日

慶親公

止 殿

*7 所帯=暮らし向き。此処では萩藩財政のこと。

引き付人民教育之筋ニおゐて其方気

^{*8} 行罪科輩=(ざいかをおこなうやから)諸法度、法令などを守らない者。

ふる大つりれ知魚ろうう 花はくれどんれるなんからちをする いる大きるとことを展示りはなめ 中一人人一人似光降 除其外死死人 先達与少衛場は後をちるるる 全就去外工後1後後面四天和名称。 動降しるとを事しちたっても方次、 门车里多大旗次次名 日常是通 ゆくちてゆうする(からんきして が進しん 安人上行りと手 次ではなしるしてもくれる 陈了月 執了人及至高路中 差回湯の

> 被 思召候 右者偏二其方一身を以 諸人之模有之候趣 連々被聞召上 神妙之事二合能相済 其後引続陳屋内茂至而物静二合能相済 其後引続陳屋内茂至而物静ニ得宜敷 謹而遂其節 公儀衆引請茂都 中之儀二有之候処 先鋒隊其外孰茂心由之儀二有之候処 先鋒隊其外孰茂心先達而御備場請渡鴻。之節者 萬端不自せんだって 範をなし 次二諸役人之面々入はまり 心配隊

同年四月廿七日 ^{嘉永七} 藤沢之駅二而 御意書左之诵

右先鋒隊≒−其外孰も心得宜敷

弥以念被入可申付候 猶靭負シュンヨリ可申聞候請役人共遂心配候故之儀 別而大慶之事ニ候物静ニ有之候由 連々聞届候 右者其方次ニ

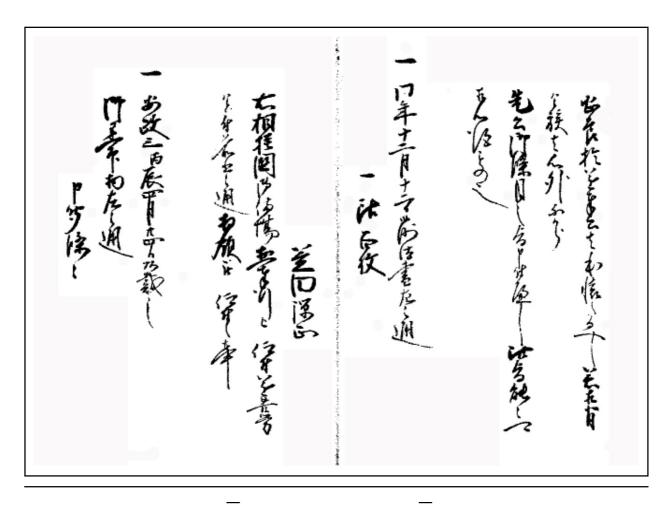
益田 弾正 陳屋内

* 1 先鋒隊=巻末補注4参照。此処では諸隊の先鋒隊ではなく、部隊などの先頭に立つもの。さきぞなえ。

^{* 2} **靭負** = P5 脚注 4 参照。

御備場請渡 = 三浦半島警備は最初彦根藩が担当。それを嘉永6(1853)年長州藩が引き継ぎ、安政5(1858)年更に 熊本藩へと引き継がれ、その後浦賀奉行へと移管された。長州藩が善政を敷いたため、熊本藩と交代の時、三浦・ 鎌倉両郡の名主、村役人から留任の願書が出された。

*4 御直筆御書=藩主直筆の手紙。



安政三丙辰四月廿四日頂戴之 候二付 前書之通拝領被仰付候事

石相模國御備場惣奉行被仰付 遂苦労

益田

弾 正

申聞條々

御黒印物左之通

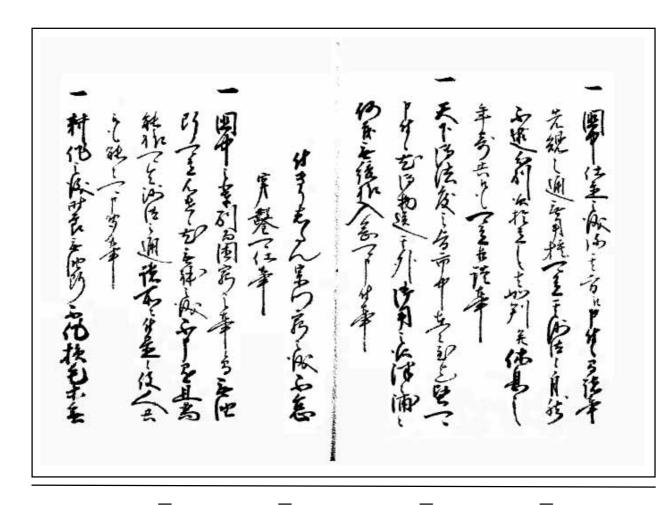
候族者 心外なから お削り 若相背

相心得もの也

同年十二月十二日 ^{嘉永七} 銀 百枚 御沙汰書左之通

先公御条目津一之旨申付へし 此旨能々可

^{* 1} **先公御条目** = 天保 7(1836).5.15 清徳公(斉熙)逝去。同年 9.8 邦憲公(斉元)逝去、43 才。同年 12.29 崇文公 (斉廣) 逝去、23 才と一年の間に三人の藩主が亡くなった。その後を天保8(1837).4.27 忠正公(敬親)が家督を継 いだ。従って、忠正公の先公は毛利斉廣であるが、その治世は余りにも短いので、此処で言う先公御条目は斉元公 の代「八万貫の大敵」という財政危機を乗り切るために出された各種の施策の事と考える。この時代は士卒の馳走米 は文政12を除き毎年「半知」であった。



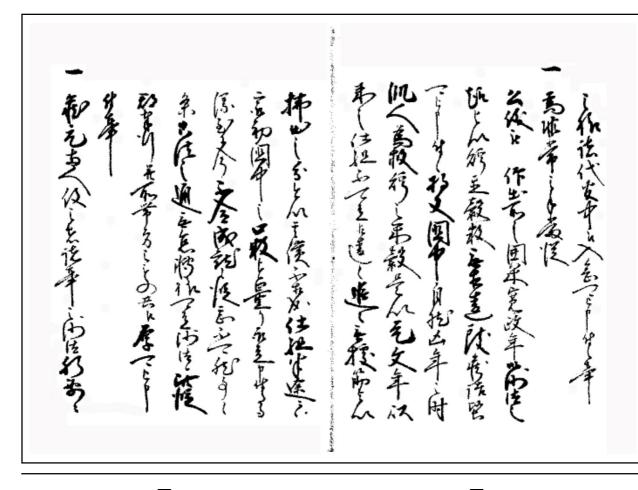
年寄津5共江も可有相談事不退分別儀於有之者 加判津4并休息之先規之通無用捨可有其沙汰候 自然津3國中仕置達2之儀 弥其方江申付候間 諸東國中仕置達2之儀 弥其方江申付候間 諸東

天下御法度之旨 市中在々至迄

堅可

* 2 國中仕置 = 安政 3(1856)4.1 益田親施は萩藩当職に就任した。同 5年(1858)6.26 當役に昇進するまで在職。 * 3 **自然** = 万が一。 * 4 **加判** = 藩政初期、老練達識の重臣数名に藩政の企画を一任し、公式の文書に署名を命

*3 **自然**=万か一。 *4 **加判**=潘政初期、老練達識の重臣数名に潘政の企画を一任し、公式の文書に署名を命じた。これを加判役と称しその会議を御寄合と言った。藩政の機務は御寄合で決し、藩主の決済を経て発令された。議政府の御寄合に対して、行政府の長官を当職と称した。 *5 **年寄**=家老。 *6 **きりしたん宗門窮**=末尾補注5 参照。 *7 **穿鑿**=究明すること。どこまでも調べたてること。 *8 **損毛**=損耗(そんもう)は(そんこう)の慣用読み。収穫が減ること。



之樣諸代官中江入念可被申付候事

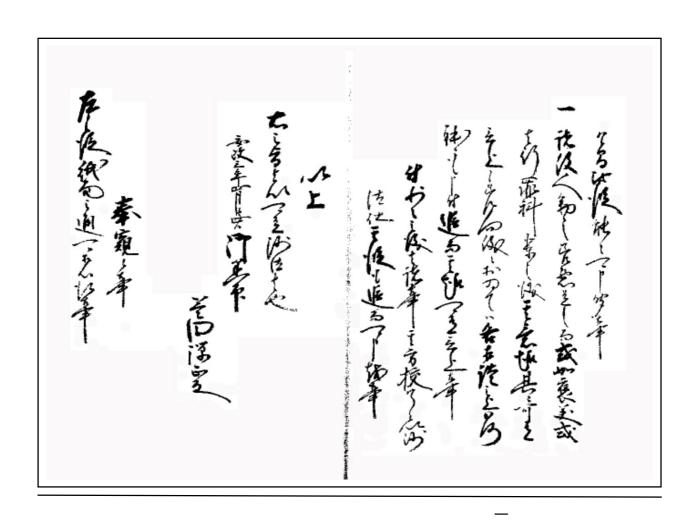
蔵元両人役^{注6} 之者 諸事之沙汰肝要二

幕府 為非常之手當 来之仕組場 不可有相違候 追々無據筋を以飢人為救貯之米穀 是以元文年以 払出之分を以其償不相成 仕組半途ニ候 趣を以貯置 穀数無相違致蔵詰 郡奉行并所帯方憑之もの共江厚可被申 可被申付候 公儀被仰出所之囲米津 最初國中之口数を量り 取立申付たる 至尓今不令成就候段 甚不可然事候いまにいたり 古法之通無怠轉蓋樣可有沙汰候 此段 将又國中自然凶年之時はたまた 従り 寛政御沙汰鴻 堅 之

*1 囲米=凶荒等非常の際に放出し、困窮者の救恤に宛てる目的で平素から米を貯蔵すること。囲穀。天和3幕府が 凶年対策として諸国に囲穀を命じたことから始まる。

*2 **寛政御沙汰**=寛政2から5年間、石高1万石につき50石の割合で1,847石を囲い添え、同6年暮れにはそれまで の囲穀と合わせ9,200石に達した。これを寛政御囲米という。

*3 元文年以来之仕組=元文4山内広通は宗広公に稟請し、三万石を目標に用心米の充実を図った。用心米は毎年新 穀を以て入替え虫鼠による欠損を補填した。これを新入替米と名付け、元文3以前の古入替米と区分した。古入替 16



候間 此段能々可申聞事

者行罪科輩之儀 其意趣具二可有諸役人勤之善悪有之而 或加褒美 躰ニも申付 追而其趣可有言上事 言上候 差向儀二おゐて八各相談之上 付 少々之儀者諸事其方校了津ヶを以沙 或

如何

左之段紙面之通可相心得事

右之旨を以可有沙汰者也 安政三年四月廿四日 御黒印 益田 弾正 殿

米は年々藩政府と諸郡が折半して入替の責任を分担、8朱の利米を付してその欠損を補い、若干の増蓄を図った。

汰仕 其段も追而可申越事

^{*5} 所帯方=藩の財経部門。 *4 怠転=退転。精進を怠ること。

^{*6} 蔵元両人役=寛永元年初めて藩庫を建て役人二人を置く。依って蔵元両人役と称す。藩の経費出納等、後世の手 元役及び所帯方の職務は総て之を掌る。明暦3手元役を置くに至り、蔵元両人役は単に金銭出納、土木工事、物品 購入を掌るに至る。

^{* 7} 校了 = 校量。

友後世生、ほいより あれてとは年 方かでは医者了院的はちちてん Jak Art けるないまるいまるのちた例と 我一面少日ではるます 了图中子传色文 伊牙马花年一元

化色片湾的一时长色~以日祖

李子! できてむれる時にちるを校了的大は他与了 ちんはあかいられてきてもまれてのけ 五五年的日本

> 左之段時宜二随ひ上下為能様可令沙汰事 重御倹約之時節愈以御仕組

と奉存候

相立候樣沙汰可仕候事

可遣候 尤於尓時之儀者 各校了次第二仕 追而可左之段所勤 別而 抽候者江者 応其品令沙汰 そうなにより 有言上事

共抽候者於有之者 見聞之上可致言上ぬきとはで これあるにおいては 御家頼中 大小身共御奉公之筋 善悪 候間 応其品御沙汰被仰付候様二と奉

ひまれゆーなかどでけるとるめをむ

了多原子名子的西北 伊里小子

去物を北至一名見方して改多

御黒印 謹而奉得其旨候 都而舊例を 規之通沙汰可仕之旨被成下人類國中御仕置被仰付候間 考 尤随時宜各申談沙汰仕二而可有御座 諸事先

御國中仕置被仰付候間 = 11 頁脚注 2 参照。

可致言上候哉之事存候 尤軽儀八各致相談 其沙汰仕 追而

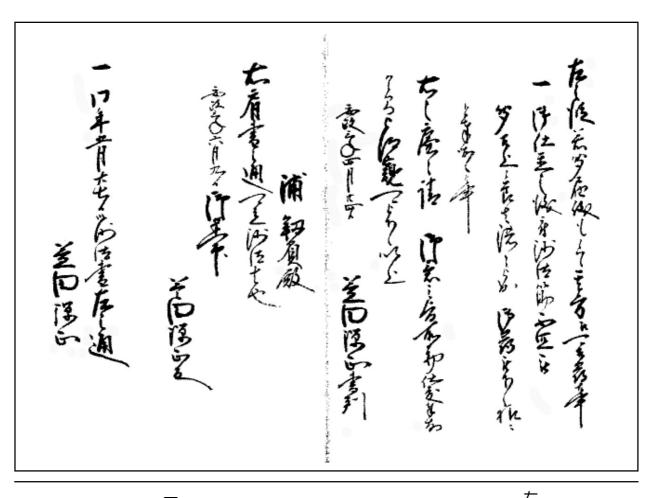
汰 追而可言上事 まって 東って とり間届候時刻難差延儀候八2 申談致沙左之段聞届候時刻難差延儀候八2 申談致沙

候共 各致相談御仕置申付 追而可致沙汰可仕候 若難差延儀御座候八2 不奉伺。諸士以下不慮之儀出来仕候節者 申伺

言上候哉之事

校了次第可被申付事 汰儀 又不及沙汰段者 加判役之者相談二而 各左之段目付之者申出儀於有之者 聞届及沙

御仕置可申付候哉之事有之候節者承届 差向之儀者 各相談仕一 御参勤御留守中 御目付役ヨリ申出儀



同年五月廿七日 御沙汰書左之通 益田

安政三年六月九日 御黒印右肩書灣之通可有沙汰者也 浦 **靭負**注2 益田 御黒印 殿

弾正 殿

左之段

と奉存候事

所勤仕度奉存

候間 被仰窺可被成候 右之廉々請御意之旨

以上

安政三年四月廿四日

益田弾正書判

聞召上候節者 濃々≒~被成御尋被下候樣二

* 1 濃々=(じょうじょう、のうのう)こまやかなこと。

* 2 浦 靭負 = P5 脚注 4 参照。

*3 肩書=通常は氏名の右上に職名、居所などを書くこと。地位、身分、称号などを言う。ここでは、益田弾正が窺っ た事項について「左之段…」と記されている萩本藩からの回答のこと。

つ一丁三十十十八 と名は不多のかのx 日本 りんななられるとうる後代をある 将多年知は一下中でして一时を 七十八人任一七五五四十七十五十五 二多献任中一是妻一行 下城走 月運一下五年一一七年一人院院送祖 千年してあることをいると つれるないなーでやされては 三的物 水る文を は然即往馬りする 至日はい

> 同四丁巳四月廿八日 御意書左之通 三所物語

御手當場所差出候樣被仰付候事

候得共 家来之儀者三分二方陳代相添

兼 セ

右當職役中洋4異変之節

御城相詰

銀子 弐拾枚

年限も今来年と相成二付、愈以是迄之目途可相立事二者無之候得共、既二仕組論多年難渋之所帯向二候得者 一時其 巻を以乍僅之返石相調 令大慶候 勿精々令心配 難渋之中 旧冬者種々繰 右先般非常之仕組筋詮議申付候處 益田

* 4 **當職役中**=益田親施は安政3(1856)4.1~安政5(1858)6.26迄当職であった。その後引き続いて當役に就任。当 職役中の異変とは何を指すか不明。幕府の条約締結を巡って国論が2分した時期ではあるが、萩城下が緊張する様

*5 **三所物**=(みところもの)刀剣の付属品である目貫(めぬき) 笄(こうがい) 小柄(こづか)の三種を言う。 江戸時代刀装中の重要な金具として、同じ意匠を同一作者に作らせて、揃いとして尊重した。後藤祐乗らのものが 名高い。

な事件は起こっていない。相模警備を罷め兵庫戍衛を命じられた(安政5.6.21)事位である。

駆引 夜白心配遂苦労候 且又 當春合 追請の では 一統折合候迄之諸事合 追請で 一 不容易候處 萬端御都合能申之御處置 不容易候處 萬端御都合能申江戸被差登 彼地御手當向御政道方等 先般相模國御備場御委任初発候へ共 急速右数年御役堅固相勤 遂苦労候 猶又

銀、弐百枚同五戊午四月七日、御意書左之通

益田 弾正

若殿樣御婚禮清桜田御上屋敷御修復注3

^{*1} 夜白=(よるひる)夜も昼も。日夜。

^{* 2} 若殿様御婚礼 = 毛利家第68代元徳。実徳山毛利兵庫頭広鎮十男。広封、定広、?尉、長門守、左近衛権少将、議 定、従三位、参議、山口藩知事、従二位、公爵。(天保10.90.22~明治29.12.23)。嘉永4.11.1敬親養子。安政元 年2.18婿養子となる。安政5.1.22婚儀。室安子(初銀姫)は長府毛利甲斐守元運(もとゆき)二女。嘉永4.8.15 敬親養女となる。

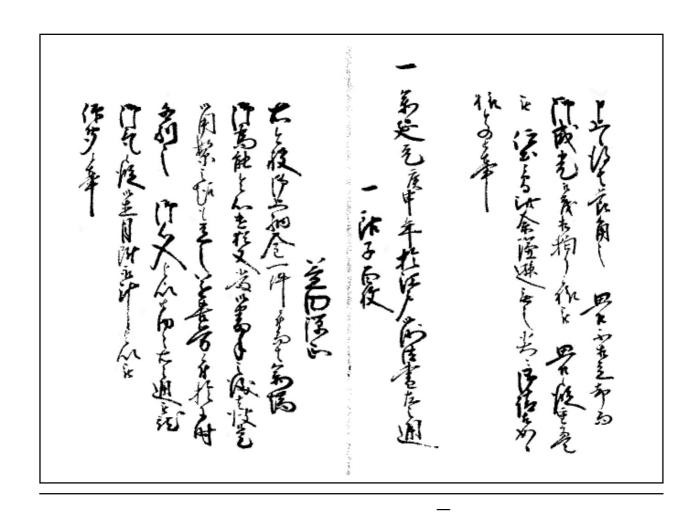
^{*3} **桜田上屋敷御修復** = 桜田邸は安政2.10.2江戸大震災で鶴歩屋敷、葛飾屋敷と共に大破。修復後、安政7.2.19 失 火で世子居室その他数宇を延焼した。

^{* 4} 委細 = 詳しい事情。

^{* 5} **當役** = 藩主の参勤・帰国に随行し、常にその左右に居て決裁の事務を助ける老臣。後に江戸藩邸を管轄し、藩地の当職を凌ぐ重役となった。

^{*6} 謙退=へりくだり退くこと。

^{*7} 御仕組中=藩の財政改革のため、諸事節約中の意味。



萬延元庚申年 於江戸御沙汰書左之通様との事様との事 地名議逐無之 尖二連2御請相成候御威光江茂相拘り候様被 思召候段重畳準1申上候得者 節角之 思召不相立 却而申上候得者 節角之 思召不相立 却而

* 1 重量 = (ちょうじょう)この上もなく満足である。 * 2 尖二 = 「さきに」とも。

彼n 是n

仰聞候事

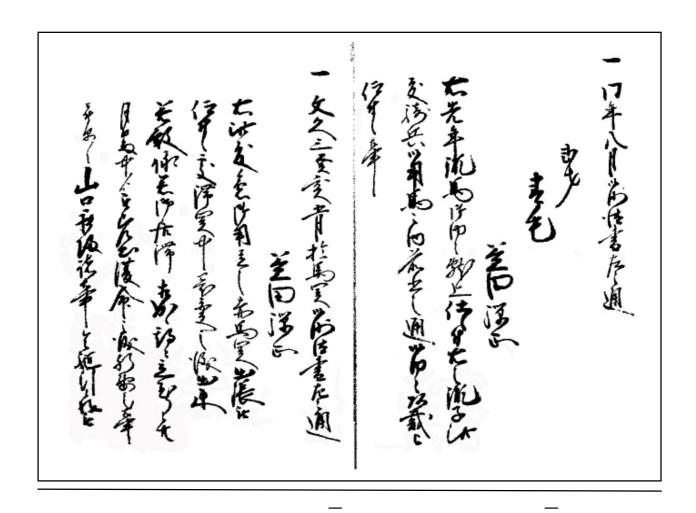
御直目附き取計を以

被

^{*3} 御上納金一件=巻末補注3の二参照。

^{* 4} **當御番手** = 姉小路少将遭難の事ありしを以て、文久3年5月21日、長州藩は境町御門の警衛を命を受けた。(もりのしげり)(防長回天史第三編下4 P141~142)益田親施はその翌日上京を命じられた。

^{*5} 御直目附=梨羽直衛、佐伯丹下、清水図書、長井雅楽、内藤萬里。



若殿様若御居滞相成候期ニ立至り候共 月番中湯 ヨリ被差出 復命之儀肝要ニ候事 文久三癸亥五月於馬關御沙汰書左之通

二付 早々山口罷帰

諸事令駆引候様 被

同年八月御沙汰書左之通 弐オ

度騎兵御用馬之内 前書之通御内々頂戴被 右先年胤馬灣御内々献上仕候付 右胤子 青毛 益田 弾正

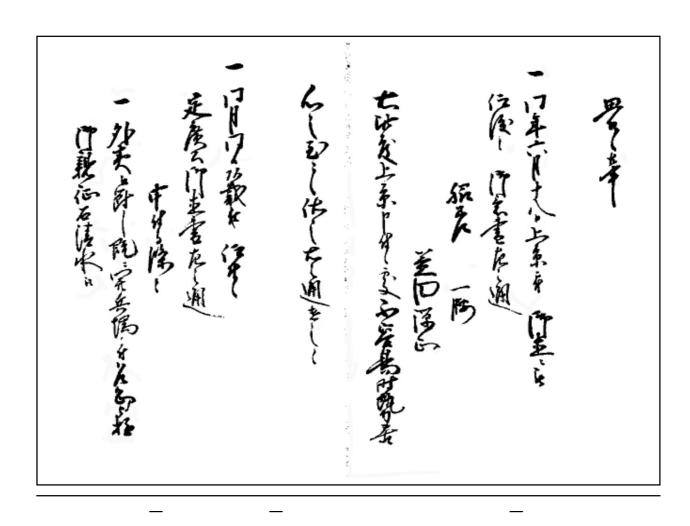
此

仰付候事

* 6 胤馬 = 種馬 馬の繁殖・改良の為に買う牡馬。 * 7 胤子=(いんし)子孫、ちすじ。

^{*8} 異変之儀= 文久3.5.10 攘夷期限の勅を奉じ、長藩は馬關に於て5.10 米艦を、23 日仏艦を、26 日蘭艦を、6.1 米 5日仏艦を夫々砲撃す。巻末補注3の四参照。

^{*9} **月番中**=萩に帰着した毛利敬親は簡易、質略、復古の趣旨で時勢に応じるため、文久3.3.1国元(当職座)と江 戸方(當役座)を合併し加判役の家老に月番制を設けて藩政の総理を命じた。自らも山口後河原の御茶屋に移った。 後に攘夷の御策略のため両国の指揮に便利な山口の地に永住を発表、そして5.10赤間関で攘夷が決行された。



思召候事

仰渡候 御意書左之通 同年六月十八日 上京二付御直二被

脇差 _ 腰

益田 弾正

右此度上京申付候處の不容易時勢苦

心之至二候、依之右之通遣之候

定廣公御直書左之通 同月同日頂戴被仰付候

御親征 石清水江 外夷江對し既二開兵端遣候付 申付條々キュー

申付條々=防長回天史第三編四P190~191に同文。

開兵端=開戦すること。P25脚注2参照。

*3 被遊御親征 石清水江出御 = 巻末補注3の三参照。

かんなけんけまる まんちゃく 勒和 さしきばら けっちょうかんつはるるの 山西老治路各年少林 佐江子及奉

御撰挙御補佐被仰付度候事

附り 御六ヶ敷候ハヽ献金可致候間 其筋 佐之任可然二付申立之事 太子御一条注。二付 御失費御繰巻 立 中山忠光浩 此内帰洛二付 御補

可承合候事

召集 勅勤 掃攘之事業被為在度候事御指揮を以掃攘潰を破掃攘潰を破け 王之兵越被 出御譜。諸国江降 皇太子を被為立 堂上方津の尓て人才

於大樹公憑茂

^{* 4} 掃攘=外夷を打ち払うこと。外国を排撃し鎖国を主張すること。 *5 大樹公=徳川慶喜。補注3の一参照。

^{*6} 堂上=(とうしょう)三位以上および四位・五位のうち昇殿を許されること。また、その人。殿上人(てんじょ うびと)。廣く公家の称。堂上方=公家衆。

^{* 7} **中山忠光** = 弘化 2(1845)4.13 ~ 元治元(1864)11.15。大納言中山忠能(ただやす) 7 男。元治元 8.13 大和行幸の詔 が出ると大和五条の代官所を襲って天誅組の挙兵をする。しかし8.18政変で失敗し長州に逃れた。その長州藩も 蛤御門の変で俗論党政府となり、豊浦郡田耕村で暗殺された。巻末補注3の七参照

^{27 * 8} 立太子御一条 = 巻末補注3の七参照。(防長回天史四P388)

るをいかってい 朝廷、古民极之公言 ~七大年年十二年又是次方 かあまれらいかしてるまする あないろけれてきはっちりるときな か教徒を行ららりまるりか 一之後なりでは そ我不父子為之代 生和之金五 なける」ならんは おかんなとういっちん

勅命候様可被致候事

目 またいでは、 Definite 朝廷江忠節相立候得八 祖先江之孝道茂 随而相立候儀と存込居 子志≒⁴におゐて八 右之條々大意之處申渡候條 幕府江之信義 兼而我等父

候趣

委曲承知之通二付

其旨二相叶候筋二

右三ヶ條灣之外二而も見込次第不及伺

*1 違勅之幕吏=末尾補注3の一参照。

*5 右三ヶ條=「朝廷へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道」は藩是であった。その政策は当初「航海遠略策」であっ たが、文久2.7.6毛利敬親は京都藩邸に重臣を集め、叡慮が破約攘夷ならば最早開国・鎖国の得失は 論ぜず、一意攘夷に挺身する覚悟を決めた。「君臣湊川の覚悟」と言う。

違

勅之幕吏津-并諸侯押而上京候ハヽ 三加教諭 若理不尽申募候八丶 勤

王之諸藩申談 請 再

無之候共 我等父子為名代 堅系なく 加天討候様可被致候 刺命注》加天討候様可被致候

候二付申合 此旨

一手を以

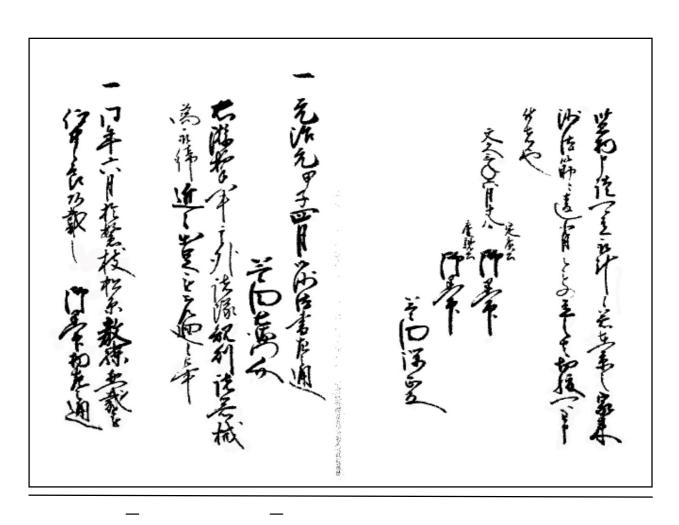
監物注3差登置

尤同志之諸藩

請勅命 = 大和行幸の勅命のこと。

^{*3} 監物=末家岩国家、吉川監物経幹(つねまさ、初章貞、亀之進、監物、駿河守)。文政12(1829)9.3~明治2(1869) 3.20。享年41才。

^{* 4} 我等父子志 = 次の脚注5参照



元治元甲子四月 御沙汰書左之通

為取締等近々出足被差廻候事右游擊軍其外諸隊規則 諸器械益 益田 右衛門介港

仰付候節 頂戴之御黒印物左之通同年六月於繁枝松原教練注※惣裁被

沙汰筋二違背候もの有之者が切腹可被申監物申談可有取計候が若在京之家来

文久三年六月十八日 定廣公

付者也

御黒印

慶親公

御黒印

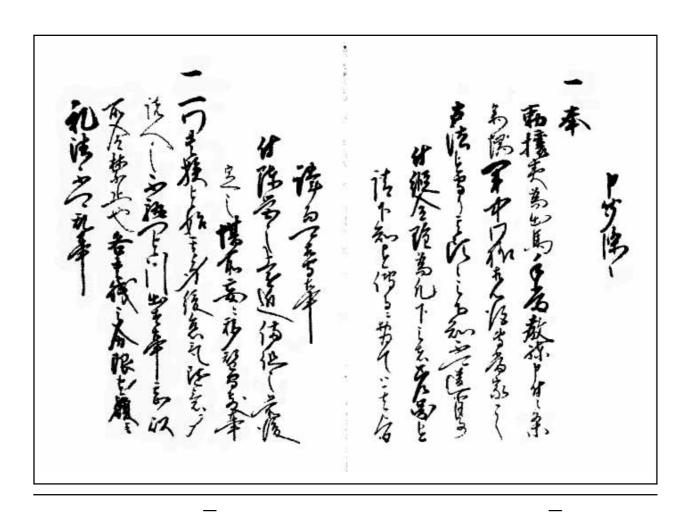
弾正 殿

益田

*6 益田右衛門介=益田親施は文化3.7.28京都で弾正改め右衛門介と改名した。末尾補修3の六参照。

*7 諸器械為取締=(諸器械取り締まりとして)諸器械 鉄炮、大砲。

* 8 **繁枝原教練** = 元治元(1864)6.6世子定廣は諸軍を率いて小郡の繁枝ヶ原で4日間軍陣そのままの法で兵を仕出し 大調練を行った。



萬端軍中同樣相心得 専當家之勅攘夷為出馬手當教練申付候條奉

礼法不可乱事 所令禁止也 各貴賤之分限を顧言 所令禁止也 各貴賤之分限を顧言 諸人之不熟を引出す事 甚以 一門貴撰を始 其身緩怠気随意ニ〆

謹而可相守事注2

付

陳営之遠近 備組之前後

定之場所 妄二移替間敷事

こうしん しんして 1 付 假令雖為凡下之者 差圖を古法治を守り 其頭々之下知不可違背事

請 下知を傳る二おゐて八

其旨

^{* 1} **当家之古法** = 藩祖元就隆元の軍令のこと。元治元年7月11日、長州軍の上京に当り、世子は清水清太郎に命じてこの軍令書を読ませた。末尾補注6参照。(防長回天史第四編上5 P395参照)

^{*2} この「付」に類似の軍令が防長回天史第四編上5 P397以下に収められている。それによると、この頁の文章は 長州軍が蛤御門の変に上京するに当り、元治元年7月11日、世子随行の諸士に対して出された軍令(諸法度條々) に酷似している。

化名號 点带 全代书 之支格以外

付 荷擔之者罪可重於本人事之取計いたすにおゐて八可為忠節事忍なりかたき事たり共 一旦穏便

高声 雑談 停止之事

喧嘩津。口論 堅令停止事

假たらい 場

なす事 無謂儀なり 若不心終二八徒黨を結ひ 訴訟等を

私之先例を申立 古格を乱り

得之輩於有之者 可處厳科事

付

其身之不覚悟を掩ふかため

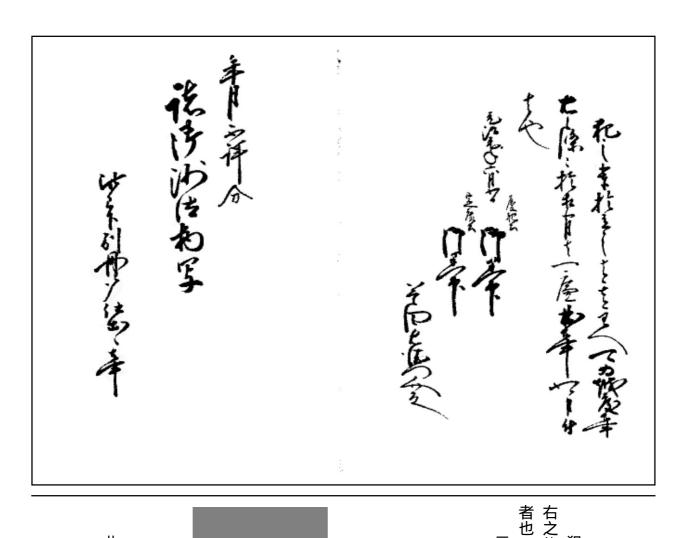
持方二ことよせ虚病を粧い 或八

田畠を荒し 竹木妄二採用すへからさる候事 馬取放間敷事

又者※4之儀 主人々々手堅可申付 若違

喧嘩=(けんか)「嘩」の字は口偏に花を書いている。

*4 又者=陪臣。又家来(家来の家来)。



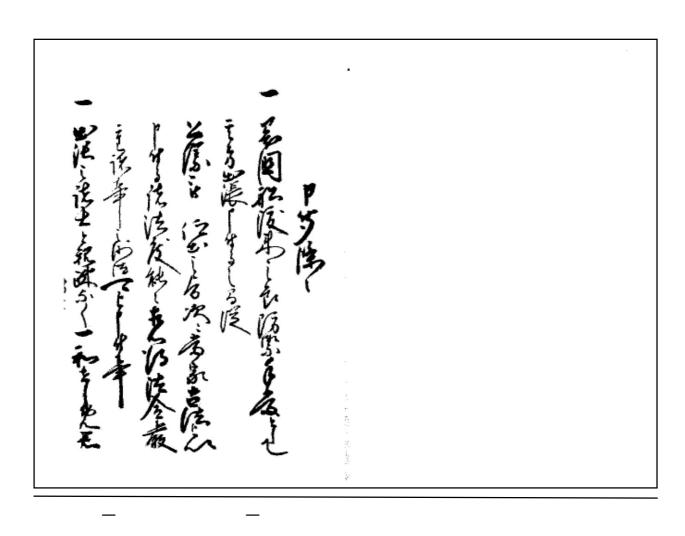
此已下別冊ニ〆仕出候事

元治元年六月五日 定廣公 益田右衛門介殿

右之條々於相背者一廉澤一曲事灣可申付 犯之輩於有之者 其主人可為越度事 御黒印 御黒印 慶親公

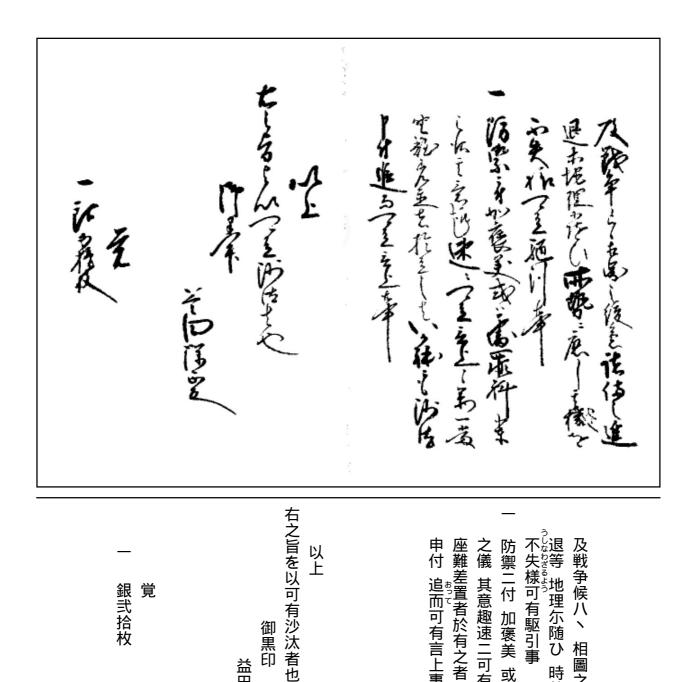
一廉 = (ひとかど いっかど)ひときわ目立つこと。

^{*2} 曲事=(くせごと)正しくない事柄。けしからぬ事。法に背くこと。違法。違法に対する処罰。処分。



重諸事之沙汰可被申付事申付る諸法度能々相心得 法令厳公儀被仰出之旨 次二當家古法を以其方出張申付る之間 従異国船渡来之節 防禦手當として卑国船渡来

出張之諸士と親疎なく一和せしめ 若



不失様可有駆引事 退等 地理尓随ひ 時勢ニ応し 其機を 申付 追而可有言上事 座難差置者於有之者 いか躰ニも沙汰 之儀 其意趣速二可有言上候 萬一當 防禦二付 加褒美 或八處罪科輩 及戦争候八丶 相圖之緩急 諸備之進

御黒印

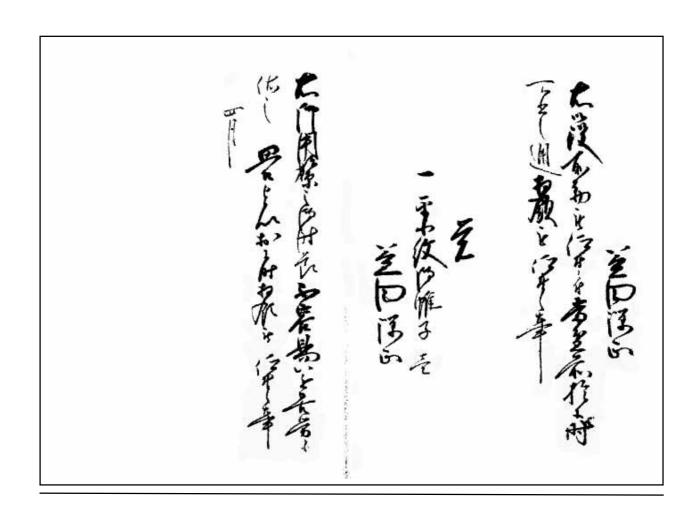
以上

益田 弾正

殿

覚 銀弐拾枚

34



で 用 繁 之

平小紋御帷子・壱

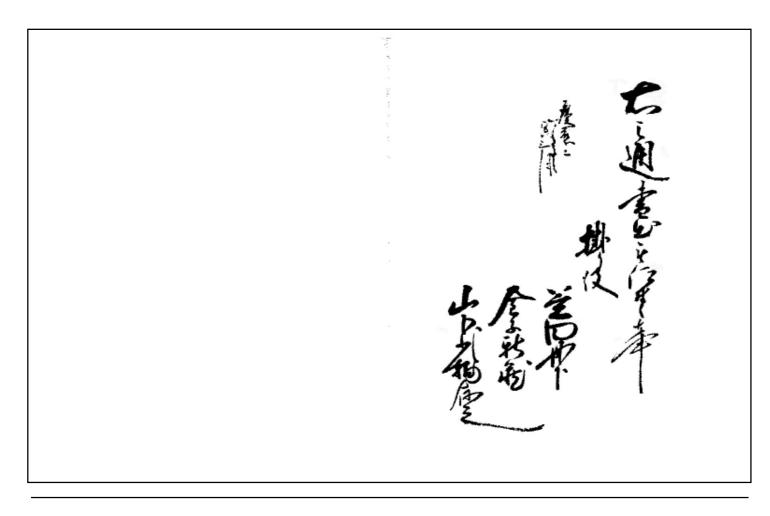
益田 弾正

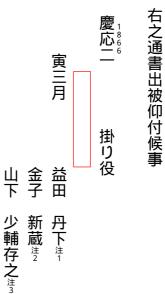
依之の思召を以於尓時拝領被仰付候事行をいるとととなっています。これではいる。これでは、「おいないでは、「おいないでは、」というないでは、「おいないでは、」というないでは、「おいないでは、「おいないでは、

四月

一ツ書之通拝領被仰付候事右御役所勤被仰付候付 當盆前津-益田 弾正

^{* 1} 盆前 = 毎年盆前になると御貸米が出た。





^{* 1} 益田丹下=益田家老臣、家老、2百石。

^{*2} 金子新蔵=益田家家臣、上士、大組。

^{*3} **山下少輔存之**=益田家臣、中士、御手廻組。21 石。(存之は名前か、それとも「之を存ずる」か。)

なお、「右之通書出被仰付候事」とあるのは、35頁までの記録を書き出す様、この三人に掛役を命じられた事を意味する。

補 注

日置流射術

補 注 1

長州藩武芸御流儀

(慶応2年)

八条流馬術 人見流馬術

大坪本流馬術

新陰柳生当流剣術

片山流居合剣術(片山伯耆流)

神道無念流剣術

神道一伝流剣術・棒術

会津新影流剣術 (愛洲陰流)

浅賀流抜刀腰廻

宝蔵院流十文字槍術

夢想流鍵槍術

妙見自得流槍術

鞍馬流長刀術

難波一甫流柔術

筒習流砲術 荻野流砲術

専当一心流柔術 孟淵流手裏剣術

> 種子島流砲術 天山流砲術 天山流砲術 御家流神器陣 ・筒習流砲術 円極流砲術 天山流砲術

隆安流砲術

伴派騎射

ことを願い許されたという。道雪の子孫は郡山藩に仕えたほか、 で道統を継がせようとしたが、道雪は固辞し、別に一派を立てる 7年(1621)没)を祖とする。道雪はもと建仁寺の下級僧侶で、後 道雪派とも呼ばれる。大和日置系統 に細川幽斎に出仕した。雪荷は、門下で道雪が最も優れていたの 吉田重勝 (雪荷) の弟子、伴一安 (喜左衛門、号道雪) (元和 会津藩、広島藩、熊本藩などにも伝わった。 (吉田流)の弓道の流派の一

代り、日置吉田流一門が宮中で射礼を行った事がある。 的なものを加味した射の系統を指す。小笠原流は九百年、 (含、歩射・堂射)、礼射系は小笠原流で騎射・歩射に儀礼・儀式 射」と、馬上から射る弓射から発展した「騎射」、三十三間堂にお 日本の弓術は主に戦場における徒歩による弓射から発展した「歩 は五百年の歴史がある。戦国時代の一時期、没落した小笠原家に ける通し矢の弓射から発展した「堂射」に分類される。現在では 武射と礼射に分ける様になった。武射系は日置流系統の射を指し 日置流

対して、 が騎射を出発点とし、主に見た目の美しさや品位を重視するのに 動作から生まれる武士らしい気合の充実が特徴である。小笠原流 日置流では「体配 (たいはい)」と呼ぶ。日置流の体配は、簡略な 弓の引き方を儀礼的に行うことを小笠原流では「礼射」と言うが、 用弓術であった。 日置流は的中や矢の貫通力に重点を置いた実利的な歩兵

武士の表芸としてその位置付けは変わらなかった。

場での主戦力でなくなって以降、泰平の江戸時代に於てもい、神事・祭礼行事として行われた。鎌倉時代には流鏑路は一般的ではなかった。合戦時の騎射以外に、平安時代以は一般的ではなかった。合戦時の騎射以外に、平安時代以は一般的ではなかった。合戦時の騎射以外に、平安時代以が態で矢を放つ場合があった。いずれの場合も当初は前方騎射には制止した馬上から矢を放つ場合と、馬を走らせた

(出典)

騎射 (ウイキペディア)

http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%A8%8E%E5%B0%84

http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%A5%E7%BD%AE%E6%B5%81

補注3 文久三(1863)年頃の国内情勢

かった。慶喜は辞表を提出した。 慶喜は辞表を提出した。
一等の全人工年生麦事件が発生。イギリスは江戸湾の艦隊前年の文久二年生麦事件が発生。イギリスは江戸湾の艦隊前年の文久二年生麦事件が発生。イギリスは江戸湾の艦隊前年の文久二年生麦事件が発生。イギリスは江戸湾の艦隊前年の文久二年生

- 第三編四) 生麦事件により、京都も危機感が高まった。兵庫警衛中の生麦事件により、京都も危機感が高まった。兵庫警衛中の生麦事件により、京都も危機感が高まった。兵庫警衛中の生麦事件により、京都も危機感が高まった。兵庫警衛中の生麦事件により、京都も危機感が高まった。兵庫警衛中の
- る。その結果、天皇は四月十一日石清水に行幸した。願によって天下の志気をを高め、京都防衛を強化する為であ命じて天皇の男山行幸を朝廷に建議した。外夷親征・攘夷祈三 三月十一日の加茂下上社への行幸に続いて、世子は浦靭負に
- し、攘夷を実行した。(25頁脚注2参照)幕府はその軽挙を四 長州藩は攘夷期限の五月十日、馬關(下関)で外国艦を砲撃

称揚し慰問使を遣わした。咎め軍艦で詰問使を送ってきたが、朝廷は盛んに長州の挙を

七

五

山口に還る。六月五日馬關では仏軍艦と前田に戦う。公は宍 破られて火災を起こし沈没。庚申丸も轟沈した。世子は三日 泊していた。このうち壬辰丸はこの日世子を乗せて小郡に向 も米軍艦ワイオミング号が香港から横浜に来航し、ベンブ 難の知らせがあり、馬關に来ていた中山侍従と会った。折し そして十日ベンブローグ号を砲撃、続いて五月廿三日仏艦キ 総奉行に任じ、兵力約7百人を以て馬關の防衛を強化した。 戸備前、益田弾正、毛利筑前、福原越後、松島剛蔵などを山 ていたので、米艦はこれを旗艦と認め砲撃し壬辰丸は汽罐を かうため、盛装し、紫幕を繞して庚申、癸亥の後ろに碇泊. の時馬關には壬辰丸、庚申丸、癸亥丸の長州の三隻の船が停 以下陸海諸士の慰問を命じられた。時に京から姉小路公知遭 も廿八日馬關に派遣され世子と長府公の起居を問い、惣奉行 廿八日、世子は急遽萩を発って馬關視察に赴いた。益田弾正 ンシャン号を、廿六日には蘭艦メジュサ号を砲撃した。五月 五月十日が攘夷期限と決まるや、長州藩では毛利能登を海防 口に招集し荻野流火砲が欧米の新式加農砲に全く歯が立たぬ ローグ号の報復のために、六月一日馬關に回航してきた。 こ ことを知り、時局を議すと同時に山口各口の警備を厳重にし (防長回天史第三編下 第四巻 266 頁以下)

益田弾正は名を右衛門介と改めた。(防長回天史第三編四34明した。この時上杉弾正大弼との同名を憚って、七月廿八日征の建議を貫徹するため、上杉家を訪い、現下のの情勢を説六 七月十一日、益田弾正、根来上総、村田次郎三郎等は大和親

の神器を託した上行幸される様言上した。 の神器を託した上行幸される様言上した。 皇は大和行幸の後、刺を発して関以西は天皇自ら指揮、以東は将皇は大和行幸の後、刺を発して関以西は天皇自ら指揮、以東は将朝廷はこれを採納して八月十三日大和行幸・外夷親征を公布。天朝廷はこれを採納して八月十三日大和行幸・外夷親征を公布。天長川藩を始め京都の尊攘激派は真木和泉が発案した「五事建

九月末には壊滅した。 から追放され、大和行幸の方針は撤回された。天誅組は孤立してた。しかし、八月十八日境町御門の変が起こると尊攘激派は京都日再び出奔、行幸の先駆として天誅組を率いて大和五条に挙兵しどを巡り、侍従職を褫奪されていたが、六月帰京すると八月十四元侍従中山忠光(19才)は三月に出奔して山口、下関、久留米な

補注4 先鋒隊

關で騎兵隊と私闘(教法寺事件)を起こした。 八月十六日、馬を赤間関に残し置き、赤間関先鋒隊と唱えた。八月十六日、馬六月廿八日、赤間関出張大組二組その外より精選の強壮者百人文久三年、選鋒隊と改める。精鋭隊は選鋒隊の後身。文久三年技芸に優れた者を選んで海陸二軍を編成し、先鋒隊と名付けた。嘉永6(1853)年二月十五日、藩士馬廻士以上で気概があり

補注5キリシタン宗門窮

こった「五郎太石事件」で、慶長10(1605)年8月15日、熊谷内から宣教師を追放したことに始まります。、萩築城の時に起萩藩におけるキリシタン迫害史は毛利輝元が慶長7(1602)年領

郡などでキリシタンが処刑されています。

郡などでキリシタンが処刑されています。

郡などでキリシタンが処刑されています。

郡などでキリシタンが処刑されています。

の首しました。毛利秀就は、父輝元の政策を継承してキリシタンが処刑されていました。 同年同月19日(萩居住の藩4月11日に火刑となりました。16日には萩在住の信徒サンチョを弾圧、ビセンテ遠甫(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠甫(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠甫(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠甫(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠甫(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠甫(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠甫(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠甫(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠南(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠南(イエズス会の伝道士)、木村パウロ(司を弾圧、ビセンテ遠南(イエズス会の伝道士)、大津郡、古敷である。

近い信者が流されて来ました。 流罪で3394人を全国各地に流刑しました。萩にも300人流罪で3394人を全国各地に流刑しました。萩にも300人治政府になってからも明治元年と明治3年に実施されました。 「三番崩れ」が安政三年。「四番崩れ」は慶応3年に始まり、明事件)と呼ばれ「一番崩れ」が寛政2年、「二番崩れ」が天保十年、寛政2年長崎浦上村で始まった迫害は「浦上崩れ」(崩れ=検挙寛政2年長崎浦上村で始まった迫害は「浦上崩れ」(崩れ=検挙

たが、それまでに43名が落命しました。
はかりで岩国屋敷に収容されましたが、餓死寸前の飢え、劣悪はかりで岩国屋敷に収容されましたが、餓死寸前の飢え、劣悪はかりで岩国屋敷に収容されましたが、餓死寸前の飢え、劣悪はかりで岩国屋敷に収容されましたが、餓死寸前の飢え、劣悪いされ、2名逃亡の外全員改心(棄教)し、清水屋敷に収容され明治元年、第一陣として萩に送られてきた66名の信徒は、1名明治元年、第一陣として萩に送られてきた66名の信徒は、1名

るなどしています。 も代官として踏み絵の実施や信者の住居を竹柵で囲み隔離す彼らを改宗させるのは代官の仕事でした。 松蔭の実兄杉民治

教の自由が認められてキリシタン迫害は終りました。明治6年明治日本政府はキリスト教禁制の高札を撤去し、信

補注6 毛利家祖法 (防長回天史第四編上5 35頁)

ぐ)

の問題に関係するを以て茲に其正文を掲す。他日軍令状一条の問題に関係するを以て茲に其正文を掲するは此文なり。有事の日には之を朗読して諭示するを例と軍令を読告せしむ。其文に曰く(毛利家にて正式に軍令と称根来上総・浦滋之助を召し清水清太郎をして藩祖元就隆元の儀に従ふ)帰後公世子共に正殿に臨み當役列席し毛利宣次郎・元治元年七月十一日、世子八幡社に賽し首途の典を挙ぐ(略

條々之事

- 忠 従何たる高名又遂討死候共 忠節に不可立事 動かけ引之儀 其日々々之大将の背下知候て仕候者は 可為不
- 其時引候以外曲事候 於以後左様仕候する者 可放被官事小敵又は一向敵も不見時 ふかく行候て 敵少も見へ候へば
- 面目うしなはせ候はん事 従忠候共不可立事 敵を追候て出候はん時も分きりを過候て出候はん者は 是又
- 者を被官可放事(おりま)というでは、「本をは、「ない」というでは、「本では、「ない」とは、「ない」とは、「ない」というでは、「ない」というできます。
- 何たる忠成共 忠節に立ましき事 一 所詮其所の大将次には時之軍奉行申旨をそむき候する者は

右五ヶ條不限 此度 於以後当家可為法度候 神も照覧候へ 此

以上